

# キャリアアップ助成金 正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員に転換または直接雇用した場合に助成されます。

## チェック項目

- ✓ 雇用保険や社会保険(加入義務がある場合)に加入している事業所
- ✓ 6ヶ月以上在籍している正社員以外の労働者を雇用している事業所
- ✓ **就業規則等に有期契約労働者又は派遣労働者を直接雇用する制度を新たに規定し労働基準監督署に届出する事業所**
- ✓ 正規雇用等への転換予定日の前日までに**キャリアアップ計画**を作成し届け出する事業所
- ✓ 転換日前後6ヶ月以内に事業主都合により解雇等をしたことがない事業所

## 助成額

[有期 → 無期]への転換での助成は令和4年4月1日以降廃止



転換	助成額 (1人当たり)	生産性要件達成時
① 有期 ↓ 正規	<b>57万円</b> (42.75万円)	<b>72万円</b> (54万円)
② 無期 ↓ 正規	<b>28.5万円</b> (21.375万円)	<b>36万円</b> (27万円)

①~②合わせて、1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は20人まで

## 各種加算措置



下記の要件に該当する場合は加算対象となります。

派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合	
1人当たり	<b>28.5万円</b>
母子家庭の母親または父子家庭の父親を転換等した場合	
1人当たり	① <b>9.5万円</b>
	② <b>4.75万円</b>
勤務地限定正社員・職務限定正社員・短時間正社員制度を規定し有期雇用労働者を当該雇用区分に転換または直接雇用した場合	
1人当たり	<b>9.5万円</b>
人材開発支援金の特定訓練終了後に正社員化した場合	
1人当たり	● 特定訓練コースのうちIT技術の知識・技能を習得するための訓練
	● 特別育成訓練コースのうち：一般職業訓練または有期実習型訓練
1人当たり	① <b>9.5万円</b>
	② <b>4.75万円</b>

## 定義の変更



令和4年10月1日以降の正社員転換に適用

### 正社員

現行	同一の事業所内の正社員に適用される就業規則が適用されている労働者
改正後	同一の事業所内の正社員に適用される就業規則が適用されている労働者ただし、「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が適用されている者に限る

### 非正規労働者

現行	6ヶ月以上雇用している有期または無期雇用労働者
改正後	賃金の額または計算方法が「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」の適用を6か月以上受けて雇用している有期または無期雇用